●計画の性格

本計画は、「第4次粕屋町総合計画」をはじめとする各種計画等との整合性を図るとともに、 町民の理解と協力を得つつ、町民、企業、各種団体、行政等が一体となって推進するものです。 また、計画中基本目標 3 は『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する計画』を 兼ねています。

●計画の期間

計画の期間は、2015 年度(平成 27 年度)から 2024 年度(平成 36 年度)までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化等を考慮し、計画の中間年である 2019 年度(平成 31年度) に見直しを行います。

● 推進体制

有識者や町民代表の委員から成る粕屋町男女共同参画推進協議会において、本計画の実施 状況の把握・点検及び協議をし、町民や関係機関との連携して、総合的・計画的な推進を図 ります。また、本計画の実施状況等の結果を広報やホームページ等で公表し、町民の皆さま への周知に努めます。

用語解説

ジェンダー(社会的性別)

生まれついての生物学的性別に対して、社会通 念や慣習の中では、社会によって作り上げられた 「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女 性の別のこと。

エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状況によって、 本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人 に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるよう にすること。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。仕事と家庭生活や地域活動、 趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実さ せることで、相乗効果を高めようとする考え方や そのための取組のこと。それぞれのライフスタイ ルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選 べるよう、働き方を見直すことを含む。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

日本の法令等で明確に定義された言葉ではない が、一般的に配偶者 (パートナー) や恋人など親 密な関係にある又は過去に親密な関係にあった者 からの身体的、心理的、性的暴力を示す。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

万人が保障されるべき性と生殖に関する健康と 権利。1994年の国際人口・開発会議において採 択されたカイロ行動計画に取り入れられ、現在は 個人、特に女性の人権の1つとして認識されるに いたっている。その中心課題には、身体的、精神的、 社会的に良好な状態で、安全で満足な性生活を営 めること、子どもを産むか産まないか、産むとす ればいつ、何人、どれくらいの間隔で産むかを決 定する自由、安全な妊娠・出産ができること、子 どもが望まれて健康に生まれ育つこと等が含まれ ている。

粕屋町男女共同参画計画 概要版 6



社会における 制度又は慣行に ついての配慮

男女の 人権の尊重

وسو

DV 等の防止と リプロダクティブ・ ヘルス / ライツ の推進

政策等の立案 及び決定への 共同参画

> 国際的 協調

家庭生活に おける活動と 他の活動の 面立

> ・・・・ 基本理念 女性も男性も共に いきいきと活躍し

誰もが輝く活力ある 粕屋町を構築する

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自ら

の意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。



粕屋町総務部協働のまちづくり課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

TEL: 092-938-0173 FAX: 092-938-3150

ホームページアドレス: http://www.town.kasuya.fukuoka.jp

粕屋町では、全ての町民がその性別にかかわらず、個人の個性や意欲、適性や能力に応じて、あら ゆる分野で活躍できるとともに、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるまちづくりを推進して いくことを基本的な理念として、男女共同参画社会の実現を図っていきます。



男は仕事?女は家庭?

人々の意識の中に長い間時間をかけて形成されたものに、「固定的性別役割分担意識」というものがあります。具体的には「男は仕事、女は家庭」という意識等を指します。



平成 26 年 8 月に行った町民意識調査においては、この考えに同感する人の割合は男性が52.7%、女性が45.9%と約半数を占めており、粕屋町においても固定的な性別役割分担意識がまだまだ根強く残っていることがわかりました。

男女共同参画社会を 実現するために、 町に望む施策は?



男女共同参画社会を実現するために粕屋町に望む施策をみると、

「保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設等を充実する」(63.8%)

「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」(62.2%)

「仕事と家庭や地域活動の両立ができるよう企業に働きかける」(54.7%)

などが上位に挙がっており、子育てや介護に関する支援、子育て後の再就職、ワーク・ライフ・バランスの実現など、男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要だといえます。



基本目標 1

男女共同参画社会実現のための意識づくり

1. 男女共同参画社会に向けた意識啓発

- 1. 広報等の活用、研修会等の開催を通して、町民の意識を高める啓発活動の推進します。
- 2. 男女共同参画に関する図書や情報を収集し、広報やホームページ等を通じ、情報を積極的に紹介します。
- 3. 町の作る出版物の製作にあたり、社会的性別(ジェンダー*)にとらわれない表現の使用に配慮します。

2. 男女共同参画を推進する教育活動の充実

- 1. 乳幼児期から保育、学校教育の現場において、男女平等教育を推進します。また教育、保育等に携わる職員の研修を実施します。
- 2. 社会教育の場において、男女共同参画に関する学習の場を提供します。
- 3. 女性へのエンパワーメント*支援とリーダーシップの養成を進めます。



基本目標 2

男女が共に能力を発揮し、 支えあう社会づくり

1. 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 1. 企業に対して、男女雇用機会均等法などの関係法令の周知を行うなどの啓発を進めます。
- 2. 女性の再就労に対する支援を促進します。

2. ワーク・ライフ・バランス*の推進

- 1. 男女が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、ワーク・ライフ・バランス*についての啓発を行います。
- 2. 育児や介護、また地域活動への男性の参画を促します。
- 3. 子育て環境、介護環境の整備を進めます。

3. 困難な状況に置かれている人への支援

- 1. 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境の整備を進めます。
- 2. ひとり親世帯、外国人、貧困に苦しむ人など、様々な困難を抱える男女の自立に向けた支援の検討を行います。

4. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- 1. 各種審議会委員等への女性の積極的登用を進めます。
- 2. 町職員への意識啓発及び女性の採用、登用職域の拡大を推進するとともに、女性の能力開発を進めます。

5. 地域・防災分野における男女共同参画の推進

- 1. 地域の活動における男女共同参画を促進し、様々な分野における女性の参画を促します。
- 2. 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を進め、現場での女性の参画を推進します。

3

基本目標3

男女の人権が尊重され、 ともに健康で、安心して 暮らせる環境づくり

1. 性に関するあらゆる暴力の根絶

- 1.DV*に対する認識を深め、防止のための意識 啓発を推進、デート DV (交際相手からの暴力) についても啓発を進め、未然防止に取り組みま す。
- 2.DV 被害者に対する相談窓□を設置し、相談 体制を構築します。



2. 生涯を通じた健康支援

- 1. 男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組み、生涯現役で社会参画できるよう病気の予防啓発等に取り組みます。
- 2. 思春期教育や性教育に関する啓発を行い、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*に関する理解の促進を進めます。

ひとりで悩んでいませんかっ かすや地区 又性ホットライン





セクシャル・ハラスメント 主婦・家族のこと 子育て、仕事、人間関係など さまざまなご相談に応じます

ンダー研究所の相談員が担当します。 **か**092**-**401-5353

(毎日 10:00~17:00、木曜のみ~19:00) ※祝日、年末年始お休み